

Title	誹諧月花の座
Sub Title	The moon and flower categories in the "Haikai"
Author	清崎, 敏郎(Kiyosaki, Toshiro)
Publisher	慶應義塾大学文学部藝文学会
Publication year	1953
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.2, (1953. 2) ,p.31- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00020001-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

誹諧
月
花
の
座

清
崎
敏
郎

月・花の定座

花の座の成立

誹諧の花

誹諧師の飛躍

四花七月

連歌の花

花の下

月の座

誹諧の月

連歌の月

餘論

月・花の定座

去來抄に

卯七日。花に定座有哉

去來曰、定座なし。大節なる句故譲り合侍る故、裏十一句十三句にて出す。十句八句は短句なり。十三句めおのづから花の句となり侍る也。當流には此説を用ゆ。

といふ記載がある。この記載の「定座なし」といふ語を、簡単に、定座を考へてをらぬことだとは解釋出来ない。折端の、一句乃至は三句手前が、花の定座であることを考慮に入れて、それに融通性を持たせてみるといふことである。事實、蕉門の作物を見ると、花の定座は、凡そ、折端の一句手前になつてゐる。そして、花の句が引上て、作られてゐる場合には、それ相應の理由があるのだ。だから、蕉門では、一旦成立した花の定座を、自由にこなす程度にまで到達してみると見てよいであらう。

月の定座は、花のそれに較べると、自由であつて固定してをらない。が、三冊子の白さうしに、

月の定座をこぼす事、師のいはく、五十句より内にはあるべからず。奥に至つては少の興にも成るものなり。哥仙はくるしかるまじ、略の物故也。

とあるところを見ると、月の定座が考へられてをらなかつたわけではない。蕉門の作物を見ると、割にその位置が動揺してゐるといふことは、だから、月の定座が、恐らく、後に花の定座に刺戟されて考へられ、それだけに、固定しきつてをらないためなのであらう。

月・花の定座が、蕉門に於て、始めて考へられたものでないことは、上に引用した去來抄の一節の、末尾の一句からしても考へられることなのだが、この月・花の定座といふ考へ方が、どのやうな経過を経て、生れて來たものであるかを考察して見ようと言ふのが、この小論のめあてなのである。

花の座の成立

貞徳以前の、初期の誹諧は、連歌の式を、そのまま襲用してゐたらしいことは、守武千句を調べてみてもわかることである。貞徳に到つて、初めて、誹諧の式目書である御傘が書かれてゐる。貞徳は、始、連歌師紹巴の門人であつたが、後に、誹諧に執心し、誹諧師としての業績が後世に残つてゐる。従つて、御傘を見ると、連歌ではかうだが、誹諧ではまう少し緩めてかうすべきだといふ風な書き方をしてゐる。即ち、凡そは、連歌の式を土臺にし、それによつてゐるけれども、その窮屈さを緩和して、そこに誹諧の獨自性を出さうとしてゐることがわかる。御傘に、かういふ記載がある。

花、一座四句の物なれば、誹諧には、五句すべき事なれ共、誹諧にても四句する也。其故は、和漢にも四句なれば、かくの如し。去嫌の大法、誹諧は和漢に准ずる故也。乍去誹諧には花落・落花など聲にいひて、花と面をかへて今一度すべき事なりといへども、正花五あれば花の句賞翫にならざるにより、聲によみたる句も花四本の内なり

花は、連歌では、一座四句物になつてゐるが、誹諧では、もつと制約をゆるめてよいのだから、一座のうち、五句まで出してよい。だが、それを敢て、四句にするのは、花は大切なものだから、出し惜むべきなのだと言うてゐるのであらう。こゝの和漢といふのは、和漢聯句の式といふことで、直接には、一條兼良の和漢法式あたりを指すものであらう。そして、誹諧が、これに准じたのは、これが連歌の式より簡單で、融通性に富んでゐた爲であらう。

これによつて見ると、百韻に於ける、花の句を四句に限定してゐる。が、その位置、即ち座までは規定してゐない。

ところが、この御傘が出版された慶安四年——跋によれば、書かれたのは、承應年間だが——より四年後の明暦元年に、貞徳の擲いた紅梅千句——これも、出版の前年、承應三年に巻かれたものであらう——が上梓されてゐる。御傘の内容は、略、この紅梅千句に具體化されてゐるものと見てよいであらう。この紅梅千句について花の句の所在を調べて見ると、十の百韻について、一の折では、

裏の十三句目に來てゐるもの 九例

二の折では、

裏の十三句目に來てゐるもの 十例

三の折では、

裏の十三句目に來てゐるもの 十例

名残の折では、

裏の七句目に來てゐるもの 七例

裏の五句目に來てゐるもの 一例

裏の四句目に來てゐるもの 二例

といふ結果があらはれて來て、花の句は、各折に一つづゝ、都合四本配當されてゐる。而も、折の裏の、折端の一句手前に來てをらぬ例が、四十例のうち、四例しかない。そして、一の折の例外といふのは、發句が花の句であるためなのである。不思議な位、花の句の位置が、びたりと定つてゐる。折の裏の折端の一句手前が、花の定座であつたらうことが推測されるのである。

更に、御傘には、かういふ記載がある。

花、發句、脇、第三まではすべし。四句めより面八句の間にせぬ事也。又、初折の花下句にてもくるしからず。又獨吟なれば十三句め定座までやらね共、發句、脇、第三の外八句の内せぬ事といふ法度も無_レ之_レ、いづくにても苦しからず

この記載には、いろ／＼な暗示が含まれてゐる。

先づ、折の裏の十三句目が、花の定座だといふことが、はつきり意識せられてゐたことを示してゐる。

又、發句、脇、第三では、花の句は許されるが、他の表_表五句では許されないといふのは、花は大事のものであるから、客、主、宗匠といった上手がすることになつてゐる、發句、脇、第三といった特別の場合を除いては、やすらかに行くべき表八句では、出さないの

が、本道だといふことであらう。

更に、初折の花は、下句でも差支ないといふのは、初折の花は、花四本のうちでは軽いものだから、下句即ち短句でも差支ないが、花の句は、普通、上句即ち長句ですべき重さを持つものだといふことであらう。かういふ事からしても、花の句が特に重要視され、特別に取扱はれてゐたことが詠るのである。

又、獨吟の場合は、折の裏の十三句目の定座で花を出すのが普通だが、それ以外にどこで出してもよいといふのは、連衆である場合には、花の句を出す人が、自づから定つてゐるべきものだから、出す場所をはつきりしておかねばならぬが、獨吟の場合は、一人なのだから、どこで出してもよいといふことなのであらう。即ち、連衆で興行する場合には、花を出す人は、自ら定つてをって、他の衆は、なるべく遠慮すべきであつたのである。紅梅千句を調べて見ると、この間の事情がはつきりする。紅梅千句で、花の句の作者及び發句の作者の配當は、次のやうである。

	花の句	發句
長頭丸	九句	一句
政信	五句	一句
安靜	四句	二句
正章	六句	二句
及仙	八句	一句
秀吟	五句	二句
可頼	三句	一句

やはり、長頭丸即ち貞徳が一番多く出してゐる。尤も、この紅梅千句は、友仙先生の爲に興行せられたものである爲、友仙が特別扱ひされてゐること、或は、出勝ちであつたために、花の句の出來が悪くて意外に花の句の少い人が出たり、その爲に、宗匠長頭丸自身

が代つて花の句が出したといふやうな特別の事情を、割引いて考へなければならぬから、この數字をこのまゝに信するわけには、無論
いかない。

折の始から、一座の人の頭の中には、花の句を出さねばならぬといふ意識がある。だが、花の句はするべき人がせねばならぬといふ
氣持から、互に譲り合ふのである。ところが、折の終りに近づくにつれて、どうしても出さないわけにはいなくなつて来る。そこで、
然るべき人が、折の裏の折端では、餘りにきはどすぎるので、折端の一句手前で出すといふことになつて來てゐたのであらう。さうし
て、自ら、花の定座が、折の裏の折端の一つ手前、即ち、十三句目に固定して來たのであらう。

誹 諧 の 花

花と言へば、櫻の花を指すのだといふのが、誹諧の約束であるかのやうに考へられてゐる。が、初期の誹諧では、必ずしもさうでは
ない。大分、趣の變つた花がある。紅梅千句から幾つかの例を拾つて見よう

彌生にも庭の牡丹はかれ果て

さくらや花の王とみゆらん

この場合の花は、一般的に、花といふもの指してゐるのだから、正花にはならない。

みんづりと見ゆる若木やはたち花

五月雨ふるき松は何歳

第五番目の百韻、廬橋の卷の發句である。はたち花は葉橋で、みづづしく見える若木が、葉橋だといふ句なのだから、この花は宛
字で、無論正花ではない。

臆病風も秋もたつ陣

侍は華紅葉より名をおしめ

哥道をこのむ賀茂のなにがし

陣中に秋が立つと、何處からともなく、嫌な噂がたつて、陣中の侍共が、臆病風にとりつかれてゐるといふ前句に對して、侍たるものは、花や紅葉の散るのを惜むより、自分の名を惜まねばならぬと訓へてゐるのである。平常、詩歌管絃の遊に浮身をやつしてゐた平家の武士が、富士川の水鳥の羽音に驚いた故事をふまへてゐるのであらう。後句は、「名をおしめ」といふところから、勅撰集時代の歌人を聯想し——平忠度あたりの聯想をひろげて來てゐる——賀茂社にゆかりある人の如くにして、古典味をそへてゐるわけである。この句は、前句が秋で、後句は雑なのだから、秋とも雑とも考へられるが、當時の考へ方からすれば、雑なのである。さうして、この華紅葉は正花なのである。御傘に「花紅葉 正花なれども雑也」といふ記載があることからして、かういふ事情が訣るのである。この花は、秋の紅葉に對して、春の櫻花を指してゐるのだが、やゝ抽象化した用語例である。尤も、花紅葉といふ語は、古くからあつて、簡單には言へない語であるが。

どこがどこまでのりぞ弘まる

花々し化狄が作る舟の道

長閑に出たつ曲舞の袖

前句を、國家の威令が行はれて、どこどこまでも法律が徹底するやうになつたと釋り、さういふ盛んな時代に服従した蠻人どもが徴用せられて、舟の通る掘割の工事に、勢よく勵んでゐると、付けて來たのであらう。後句は、「花々し」を效かして來て、さういふ花々しい時代に、長閑かに曲舞が舞ひ出るところだといふのであらう。掘割完成披露の宴の曲舞といふ風に具象的にとらぬ方が、揚句らしい趣を活すことになるであらう。この場合の花は、著しく抽象化されてゐるが、正花である。無論雑の句である。

かういふ抽象化された花は、まだ外に、花やかに、華のみやこ、花のかほ、花のやうなるといった類例が多いのである。尤も、御傘では、花やかにが正花であるかどうかを疑つてゐるが、かうなると、まう當時の約束が、我々にはわからなくなつてゐる。昔の人のこ

とだから、花やか。といふ語が、正花として用ひられた先例がなかつたために、疑問を持つたのであらう。

お禮を申かへる重陽

能果てかたにかくるや華衣

岩をかすみがつつむ奈良坂

入部といへばいさみよろこぶ

花の袖に大鷹小鷹居させて

臺にならべし紙は半玉

躍に出さぬうら盆の宿

花染の五尺の布やおしむらん

春袋をし縫たてもせず

華衣といつても、特定の衣を拜領したといふのではなく、唯立派な衣を拜領したといふのであらう。花の袖も、紋様が大鷹・小鷹であるところの、立派な袖といふことであらうし、花染といふのも、特別な染め様があつたといふことではあるまい。

誹諧師の飛躍

誹諧の式目が成文化された時には、花の定座といふ觀念が、はつきり意識されてゐた。だが、連歌の式では、座といふまではつきりとは意識されてゐなかつた。誹諧師が、花の定座を意識に上せて來たのは、誹諧の自在性が、自らそれを意識させるやうな雰囲気醸

し出して來てゐたとはいへ、連歌師より一步踏み出して來たといふことであらう。誹諧師は、煩雜な連歌の式を、出來るだけ振り捨てて來た。そして、篩ひにかけて残つた僅かなものを、今度は逆に、出來るだけ活用して來た。即ち、花の定座を定め、それを中心として、百韻に統一を與へ、整理して、そこから生れる統一感の效果に期待したのである。貞徳始め、初期の誹諧師達が、そこまで意識してゐたとは言へないが、結果から見ると、さういふことが言へるのである。

芭蕉七部集に見えてゐる一卷々々は、宛も獨吟であるかの様に整然としてゐて、或統一感を感じさせる。そしてその目安が花の座に置かれてゐるといふ見方も成立つであらう。芭蕉は、貞徳を初めとする初期の誹諧師達の業績の暗示を敏感に受けとつて、文學的に、それを利用して來たのだ。蕉門時代の、標準的な、誹諧の形式は歌仙であつた。近代的な感じ方からすれば、この三十六句の歌仙といふ形式が、一番まとまりやすく、文學的に醇な作物を生むに適してゐるからである。この歌仙では、花の座は、一の折の裏の十一句目と名残の折の裏の五句目である。即ち、各折に一つづゝ、配當され、折の裏の折端の一句手前が、花の座になつてゐる。百韻に於ける花の座を、機械的に縮小して來たまでの事である。花といふ語の用語例も、蕉門になると、次第に櫻の花を指すやうに統一されて來てゐる。

四 花 七 月

連歌の式は、後宇多天皇の建治年間に、既に、建治式目があつたと傳へてゐるが、勿論、現存しない。それから約百年後、吉野北朝の後光嚴院の應安五年に、應安式目が制定されたと傳へてゐる。この應安式目はその後約八十年、後花園天皇の享徳年間に應安式目の制定者二條良基の孫一條兼良が連歌師高山宗砌の意見を徴して改定した新式追加から、その倂をたどることが出来る。新式追加は、大ざつばなものであつた連歌の式が、實作の經驗から歸納した結果をとりこんで次第に細密化し、その極點に到達したものであり、その後はこの新式追加の忠實な踏襲に過ぎなかつた。この新式追加では、花の句は、どういふ風に取り扱はれてゐるであらうか。新式追加にかういふ記載がある。

一 一座三句物

………。花。懷紙をかゆべし。似物之花は。此外なるべし。近年爲四句之物。餘花其内有べし。花。紅葉と云ても。花四之内たり。花ある面に。櫻嫌之。心の花。似物の花同前。又。花可爲三句之由。有其沙汰。然而可謂無念乎。所詮可レ有子細一賦

花は、一座三句物の中に入つてゐる。即ち、百韻のうちで、三度までは出してよい語になつてゐる。「懷紙をかゆべし」といふのは、同じ折に、花の句が二句あつてはならぬといふことであり、近年になつて、花は一座四句之物になつたといふ記載を合せ考へてみると、適切に、各折に、花の句は、一句づゝあるべしといふことになる。然し、新式追加には、更に、「又。花可爲三句之由。有其沙汰。然而可謂無念乎。所詮四句三句共。以不レ可レ有子細一賦」といふ風に、花は四句か三句かを疑ひ、結局は、どちらでもよいといふ風に解決しようとしてゐる。かういふ疑問を整理して、合理的にしようとする時代になつてゐるのだ。

この新式追加が成つた享徳元年から六年前、文安二年八月十五日に滿尾してゐる月千句、それより三年後、寶徳三年に成つた寶徳千句が、今日まで残つてゐる。この二つの千句によつて、式の意のある所を考へて見てもよいであらう。寶徳千句は、發句がすべて花の句である花千句であるから、花の句の位置を調べて見ようとする今の目的には、そくはない。そこで、新式追加の蔭の立案者である高山宗砌等によつて巻かれてゐる月千句に就て、花の句の數と所在を檢べて見よう。勿論、この千句は新式と見てよい。

一の折では、

表の三句目に來てゐるもの 一例

表の四句目に來てゐるもの 一例

表の五句目に來てゐるもの 一例

表の七句目に來てゐるもの 一例

- 裏の六句目に來てゐるもの 一例
- 裏の八句目に來てゐるもの 二例
- 裏の九句目に來てゐるもの 一例
- 裏の十一句目に來てゐるもの 二例
- 裏の十四句目に來てゐるもの 一例
- 二の折では
- 表の二句目に來てゐるもの 一例
- 表の五句目に來てゐるもの 一例
- 表の七句目に來てゐるもの 一例
- 表の九句目に來てゐるもの 一例
- 表の十一句目に來てゐるもの 一例
- 裏の三句目に來てゐるもの 一例
- 裏の十一句目に來てゐるもの 一例
- 裏の十二句目に來てゐるもの 一例
- 裏の十三句目に來てゐるもの 一例
- 三の折では
- 表の一句目に來てゐるもの 二例
- 表の三句目に來てゐるもの 二例
- 表の六句目に來てゐるもの 一例

表の九句目に來てゐるもの 一例

表の十三句目に來てゐるもの 一例

裏の四句目に來てゐるもの 一例

裏の五句目に來てゐるもの 一例

裏の十三句目に來てゐるもの 一例

四の折では

表の一句目に來てゐるもの 一例

裏の七句目に來てゐるもの 二例

裏の九句目に來てゐるもの 一例

裏の十句目に來てゐるもの 一例

裏の十一句目に來てゐるもの 一例

裏の十三句目に來てゐるもの 一例

裏の一句目に來てゐるもの 一例

裏の四句目に來てゐるもの 一例

裏の七句目に來てゐるもの 一例

これを見ると、花は四句であり、夫々、各折に配當されてゐる。但し、その位置は區々であつて、座はない。折の表裏の區別もない。數の上の制約はあるが、位置の方の制約はない。それは、連歌の式は去嫌を始めとして、極めて複雑な制約を設けてゐる爲に、花の座を設けることが、實際上不可能であつたであらうし、従つて、連歌師の頭の中に、座といふ觀念が浮ぶ餘地はなかつたであらう。

花が一座三句物に配當されてゐるといふことは、花が、かなりありふれた題材であるといふことを意味するのか、或は、百韻に必ず

三度は出てこねばならぬ、重要な題材であるといふことを意味するのか、簡単に言へない。短歌の土で、あれだけ使ひふるされた郭公や春雨が、一座一句物に配當されてゐる事實なども、合せ考へて見なければならぬ。

が、一座三句物の中で、花が最もよく使はれた題材であつたことは言へる。新式追加で一座三句物に配當されてゐるものが、月千句に何度位出て来るか、その頻度數を表にして見ると、次のやうになる。

花	三十七句	春月	五句	夏月	三句	冬月	五句	神	二句	藤	五句
柳	二句	櫻	二句	紅葉	五句	落葉	二句	萩	なし	薄	二句
都	十句	鹽	なし	瀧	四句	岸	五句	文	四句	狩	一句
鶏	なし	鹿	七句	車	一句	草花(花の草庵)	なし	燈	なし	獨	三句
						過て(花の草枕)	なし				

花といふ題材が、壓倒的に頻繁に用ひられてゐることがわかる。一座三句物といふ消極的な規約から、百韻に花四本といふ積極的な規約になつて來た理由を、こゝに考へてよいと思ふ。勿論、その理由はこれだけではないが。

もと／＼連歌では、月・花の句が、特別に扱はれることはなかつた様である。良基の筑波問答にしても、宗祇の吾妻問答にしても、月・花の句を特別にとりあげてはゐない。唯、さゝめ言に、僅に、月・花・雪の句を特別なものとして取り扱ふ先例があることを述べてゐる。さういふ月・花の句の取扱が、特別のものとして目立つやうになつて來るのは、どういふわけであらうか。連歌師達が、始は、無意識に使つてゐた月・花といふ題材を、特に尊重する意識を持ちはじめたといふことであらう。だが、そも／＼の、何故花が一座三句物に配當されてゐるのかと言ふ理由は、この點からは解決出來ない。短歌、殊に勅撰集に於ける歌の分類法や和歌の題との關係等から、考へ直して見なければならぬ。

連歌の花

連歌に於ける花といふ語の用語例は、誹諧のそれとは、少し違つてゐるから、月千句の中から、幾つか花の句を引例して見よう。

見れば都の若菜つむ頃

いま幾日ありてか花を尋まし

春より後そころかはれる

連歌で花といへば、櫻の花を指すことに間違ひない。野邊を見わたすと、都なら若菜を摘む時分だといふ前句に對し、まう幾日したら、櫻の花を尋ねて、この野を行くことだらうかとつけてゐるのである。勿論、春日野の飛火の野守 出て見よ いま幾日ありて若菜摘みてむ」をふまへてゐるのだ。

歸る雁かたれこし路のこととはん

雪の白根は花ぞ咲らし

草深き野澤の芹をつみ分て

この花は、雪の花で、新式追加で言ふところの似物之花であるから正花ではない。越路に歸つて行く春の雁よ、問ひかけをするから越路のことを聞かせてくれといふ前句に對し、越路へ歸る路の甲斐の白根、富士山では、雪が降つて、花が咲いたやうに見えるに違ひないと、雁が答へてゐるやうにとりなしてゐるのであらう。

鳥をあまたの鳥の囀り

風渡る軒はの木々の花飛て

梅をわきてそ神は愛ける

この花になると、前句との關係では、恐らく、櫻の花になるのであらうが、後句との關係では、梅の花になる。近くの木々で、鳥が澤山鳴いてゐるといふ前句に對し、家の軒先の櫻の木々から、風にのつて落花が飛んで來るとつけてゐる。その軒を社家の軒と見たて、菅公をふまへて、後句はつけてゐるのだらう。この句になると、花の用語例が、やゝ動搖してゐる。

ふか草山はさくら咲ころ

花の春人の往來に野は枯て

暮ぬる方や霞しくらん

新式追加には、「花ある面に。櫻嫌之」とあるが、この句の場合のやうに。花の句と櫻の句が隣接してをれば、差支ないのであらう。後にも、かういふ例は多く、作法書にも、これを許してゐる。即ち、花の句が、前句乃至後句に櫻の句を伴つてをる場合は、その花が櫻であることが明確になり、花と櫻が對立した二語の印象を興へず、櫻の花といふ一語の印象を興へると感じたのであらう。花が櫻の花を指すやうになる経過を見せてゐるのだ。何故花といふ語が、このやうに浮動した用語例を持つてゐるのであらうか。それには、短歌に於ける花の用語例を調べて見なければならぬ。が、こゝで言へることは、花の用語例が連歌を通じて、次第に櫻の花を指すことに固定し、更に諷諧に到つて、新しい分化を見せてゐるといふことである。更に注意すべきことは、櫻といふ語と花といふ語は、同價値ではないといふことだ。即ち櫻といふ語では花の代用にならぬのである。これも又、短歌の歴史に溯つて考へて見なければならぬ問題である。

花 の 下

連歌の宗匠は、花の下といふ稱號を持つてゐる。花園天皇の應長年間に、善阿法師が始めて、花の下の宗匠を許されたといふが、その時が、始めといふわけのものではあるまい。

何故連歌の宗匠が花の下といふ稱號を持つてゐるのであらうか。後嵯峨天皇の寛元の頃から、地下の連歌師が、嵯峨の毘舍門堂や白川の法勝寺や鶯の尾寺等の花の下で、群衆をよせて連歌會を行ひ、それに因んで、地下の連歌師のことを、花の下の連歌師、花の下の好士等と呼ばれたことが傳へられてゐる。當時の連歌は、恐らく、大衆のすばい、つであつて、群衆の中から、早く巧に付けるものが賞讃されたに違ひない。そして、さういふものゝ中から、宗匠があらはれて、隱者として權門に出入りするものも出て來たであらう。さ

ういふ地下の連歌が次第に、堂上に影響を及して行つたのは、後鳥羽院の代を遡る、遙に遠い時代のことであつたらう。

群衆が集つて、連歌をかけ合はせるといつた行事が、どうして、花の咲く時分に行はれたか。我々には、まうその理由が訣らなくなつてゐる。農村行事として残つてゐる、短歌や連歌をかけ合せる風は、秋田縣田澤湖畔の例では、益になつてをり、土佐と阿波の國境、柴野峠の例では、舊正月になつてゐる。鎌倉も末の代になれば、花の時分が群衆が寄るのに適しい時節だといふ位に理解してゐたかも知れない。

花の下で行はれる興行だから、當然花が、大事なてまになる。發句にすべて花を詠む花千句といふやうなものが生れて来るわけである。月千句が、八月十五日に巻かれるものであるのと、軌を一にする。連歌に於ける花の句の考察は、かういふ方面からもなされなければならぬ。

月の座

月に關する項目は、御傘は、まとまりが悪いので、増補はなひ草のそれを引いて見よう。増補はなひ草は、寛永廿年、御傘が書かれる十年前に出板された花火草を、後に御傘を参照して増補したものである。管見に入つたのは、延寶六年上梓のものである。

月面ニ一づゝ也 月と月の間五句也。春夏冬共、一季ニ三迄も有べし。有明一、此内ニ有てもよし。秋の有明一、三ヶ月は四季の間ニ一也。三ヶ月と有明と同季にてもよし。但八ながら秋にても不苦。名残のうらニは大かたなき故七也。

要約すると、次のやうになるかと思ふ。

一、月は、各の折の表、裏に、一句づつあるものだといふこと。即ち、百韻に入つある。

二、月の句と月の句は五句隔てるべきこと

三、春月、夏月、冬月は、春月なら春月ばかりで三つ迄あつてもよいといふこと。勿論春月、夏月、冬月といふ風の一つづゝでもよ

い。そのうちに有明の月が入つてもよい。

四、春・夏・冬の有明の月の外、秋の有明の月が一つあつてもよい。三ヶ月は、四季の月の中で、一つであること。

五、冬有明、冬三ヶ月といふ風に、有明と三ヶ月は、同季で重つてもよいといふこと。

六、百韻の八つの月全部が秋の月であつてもよいといふこと。

七、名残の折の裏には、月の句がないのが普通だから、實際は、百韻に月は七つであるといふこと。

これで見てもわかる様に、月には、定座といふ意識がはつきりしてゐない。ところで、實際に、作物の上では、どうであらうか。紅梅千句について、月の句の所在を檢べて見よう。

一の折では、

表の一句目に來てゐるもの 一例 (月の弓)

表の三句目に來てゐるもの 二例 (一例は春月)

表の四句目に來てゐるもの 一例

表の五句目に來てゐるもの 一例

表の六句目に來てゐるもの 一例

表の七句目に來てゐるもの 三例 (一例は春玉兔)

表の八句目に來てゐるもの 一例

裏の六句目に來てゐるもの 二例

裏の八句目に來てゐるもの 一例 (月弓)

裏の九句目に來てゐるもの 二例

裏の十句目に來てゐるもの 一例

裏の十一句目に來てゐるもの 三例

裏の十二句目に來てゐるもの 一例

二の折では、

表の六句目に來てゐるもの 一例

表の七句目に來てゐるもの 一例

表の八句目に來てゐるもの 一例

表の十句目に來てゐるもの 一例

表の十一句目に來てゐるもの 一例

表の十三句目に來てゐるもの 五例 (二例夏月)

裏の五句目に來てゐるもの 二例 (一例冬月)

裏の七句目に來てゐるもの 一例

裏の十句目に來てゐるもの 三例 (一例月待)

裏の十一句目に來てゐるもの 三例 (一例月弓、一例三ヶ月)

裏の十三句目に來てゐるもの 一例

三の折では、

表の二句目に來てゐるもの 一例

表の五句目に來てゐるもの 一例 (冬月)

表の九句目に來てゐるもの 一例

表の十句目に來てゐるもの 一例

表の十一句目に來てゐるもの 一例

表の十三句目に來てゐるもの 五例（二例月弓）

裏の八句目に來てゐるもの 一例

裏の九句目に來てゐるもの 一例

裏の十句目に來てゐるもの 三例（二例冬月）

裏の十一句目に來てゐるもの 一例

裏の十二句目に來てゐるもの 一例

裏の十三句目に來てゐるもの 二例（二例月・花）

四の折では、

表の五句目に來てゐるもの 一例

表の六句目に來てゐるもの 一例

表の八句目に來てゐるもの 一例

表の十二句目に來てゐるもの 一例（二例春月）

表の十三句目に來てゐるもの 六例（二例五月、一例半月）

表で見ると、一の折の七句目、二の折、三の折、名残の折の十三句目、裏で見ると、一の折の十一句又は九句目、二の折では十句目、或は十一句目、三の折では十句目が、月の定座らしくも感ぜられるが、動搖してゐる。殊に折の表にくらべると裏の方が動搖がはげしい。それは折の裏の十三句目が花の定座で早く固定してしまつたので、更に月の定座を設けてしまふと、窮屈すぎるので、各折の裏の月は、なるべく自由にしておいて、まづ月の句を出しておいて、それから花の定座をするといふのが常法だつた爲であらう。餘りに月の句が花の句に接近すると、秋から春へ季移り、せねばならぬので、勢ひ、月を繰りあげてするやうにもなつた。尤も、宗匠の手腕の見

せ所として、月の句をわざと遅らせて、季移りをきはどく見せるといつたやうなこともあつたではあらうが。

花の定座が月の定座より早く固定したのは、花の定座は四ヶ所であるのに對し、月の定座は七乃至八ヶ所であるため、月の定座が固定したのでは、窮屈すぎると考へたためである。花の座を月の座より重く考へたといふことではあるまい。花の座のない各折の表では、月の座は、折端の一句手前に固定しようとしてゐる。これは花の座のない折々では、花の座に代るものといふ風に考へられたためであらう。

非 諧 の 月

俳諧に出て来る月にも特殊な用語例がある。紅梅千句の中から拾つて見よう。

あしよはに出る月毛の駒はうし

月弓の藝は影ほどおぼえたり

月の物のあいだはそばへおよりあるな

月毛は月毛の駒であらうし、月の物は月經だらうが、月弓は何のことかわからない。これ等は月といふ音が入つてゐるだけで、天體の月とは、關係が極めて薄い。

半月の空に名のたつめたなばた

目の本復も月待のかげ

影に猶五月の節は名残おし

燈籠もうつる月しろの掬

びいどろの障子に玉葉牙還り

半月は、満月の半分の月といふことで、七夕時分の月を指してゐる。月待は、月待講のことで、月待の念佛講の御蔭で、目の病が本復したとでも言ふのであらうか。五月は月次の五月である。玉莢は月の異名。月しろは、月の出ばなに空が明るくなる状態を言ふ。かういふ月もあるのだ。

かういふ俳諧の用語例などは、でたらめなものであるが、それにしても、月は季節により春月、夏月、秋月、冬月、更に、有明月、三ヶ月といふ風に細かく分化して用いられてゐるのは、何故であらうか。勿論、月に、季節のものを配すれば、その季の月となるのだが、増補はなひ草に「但、八ながら秋にても不_レ苦」とあることから察すれば、百韻に入つた月は、皆秋月であることが原則であつたのかも知れない。が、さうすると、八つの面に、それ／＼秋の月が配され、その後三句なり五句なりが、秋となり、百韻のその部分が固定して窮屈になるために、早くから春月、夏月、冬月といつた季節の月の入ることを許したといつた事情があつたのではあるまいか。

連歌の月

室町も末、後土御門天皇の明應三年に出版されてゐる漢和法式を見ると、花、月、雪をとりあげて述べてゐるが、月については、
月 和漢共ニ三句。五句ツツキテモ不_レ苦

としてゐる。即ち、月の句は、和句も漢句も、百韻中に、各三句づつすべきだといふのである。さうすると、月は六句といふことになる。「五句ツツキテモ不_レ苦」といふのは、よくわからぬが、和句の付句で五句してしまつても——さうすると、漢句は一句といふことになるが——、又、漢句で五句してしまつても——さうすると、和句は一句になる——、かまはないといふことであらう。俳諧の式目の直接の源である、和漢聯句の式で、月の句は、かういふ風に取り扱はれてゐる。

新式追加では、月の句は、次のやうになつてゐる。

一座三句物

春月。只一。有明一。夏月。同前。冬月。同前。有明。秋之外一。三日月は四季之
三日月一。中只一可_レ然也_{可_レ及_三事中_{如何々々}}

一座四句物

晨明_{四季各前}
注_之

即ち、春月、夏月、冬月は、一座三句物で、三句出す場合は、春月、春有明、春三日月といふ風に出してもよい。夏月、冬月の場合も同様。有明は、春夏冬のうち一つは出してよく、三日月は、四季の中一つは出してよいといふことであらう。ところが、晨明が、一座四句物に入つてゐるところを見ると、秋の晨明は三句まで出してよいといふことになる。ところが、唯の月即ち秋の月は、一座何句物には出てこない。月は、當時の作物から歸納すれば、一座七句物乃至は一座八句物といふことになるが、一座何句物といふ分類には、一座五句物が限度で、一座七句物・八句物は、その分類にない。従つて出て來ないわけである。因みに、月千句中に出て來る月の句を分類して見ると

月 五十九句

春月

四句

夏月

四句

冬月

六句

有明

一句

で、秋の月が壓倒的に多い。百韻について、平均六月といふことになる。即ち、月は殆ど制限のないといつた程度の、制限の極めてゆるい語だつたのである。

こゝで注意すべきことは、有明が一座四句物になつてゐることだ。が、實際の作物では一例しかない。一體、ありあけは、連歌誹諧の式・式目を通じて、特別な扱ひを受けてゐるが、實際の作物にあらはれて來ることは、極めて少い。これは、歌の題——特に戀歌——として、かなり繁く用ひられた題材であつた爲に、連歌・誹諧師の頭の中に、尊重すべしといふ印象を強く與へてゐるのだが、實際には、連歌・誹諧の題材として適はなかつたといふことであらうか。ありあけはありあけの月の省略であつて、男が、通うてゐる女の許から歸るべき時刻に出てゐる月である。

何故、月が一句何句物といふ分類に入らなかつたかといふことを、つきつめて考へるには、歌における月といふ題材の取り扱はれ方

を考察して見なければならぬ。だが、さういふ制限のゆるい題材を、百韻中、七月乃至八月といふ風に、特別に取り扱つて来たのは、連歌師であつた。

餘 論

大變、大ざつばな蕪雜な考察ではあつたが、月・花といふ題材が、連歌・誹諧にとり入れられて、どういふ變化をして来たか、その経過を考へて見たわけである。月・花といふ題材が、連歌、誹諧を通じて、尊重され、他の題材を抽んで多く使はれ、題材としての洗練を経て来た筋道は考察出来たが、連歌師・誹諧師が、どういふ風に、月・花といふ題材をとり入れて来たかといふことには、手をつけてゐない。それには、連歌・誹諧の考察だけでは役に立たず、連歌師の背負つてゐる歌といふ傳統、即ち、歌で、月・花といふ題材を、どういふ風にとり扱つてゐるかを考へて見なければならぬ。特に、勅撰集に於ける歌の分類法、歌合の題との關係を合せ考へねばならぬ。

極めて素樸な問題、連歌・誹諧で、月と言へば秋の月を指し、花と言へば櫻の花を指すといつた約束がどうして生れたのかといつた問題にしても、單に連歌・誹諧の歴史からは、解決がつかない。更に進んで日本人が何故、春の花と秋の月、更には冬の雪、夏の雨を、四季の代表的な風物であるといふ風に考へたのかといふ問題になると、歌の歴史よりもつと古い、遠い祖先の生活に遡つて考へて見なければならぬ。が同時に、連歌・誹諧師が、月・花といふ題材を尊重し、それが宛も、日本の四季の風物の代表であるかの如く考へしめる片棒をかついでゐることも事實なのである。